

デージー資料等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立図書館規則（以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、規則第11条第5号に定める資料のうち、著作権法第37条第3項に規定される視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供することに限定された音声デージー及びマルチメディアデージー等（以下「視覚障害者等用資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料を利用できる者)

第2条 視覚障害者等用資料を利用することができる者は、規則第13条第1項に規定する香川県立図書館資料貸出カード（以下「貸出カード」という。）の交付を受けている者又は香川県立図書館郵送貸出規程第3条第1項に規定する、資料郵送貸出カードの交付を受けている者のうち、別表1に例示する状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者とする。

(登録)

第3条 視覚障害者等用資料を利用しようとする者は、事前に本人又は代理人が、デージー資料等利用登録書（第1号様式）を館長に提出し、利用登録をしなければならない。

- 2 香川県立図書館（以下「図書館」という。）は、「利用登録資格確認リスト」（別表2）により前条に該当する者であるかを確認し、該当者を利用登録する。
- 3 図書館は、前項の利用登録者（以下「登録者」という。）であることを示すために、登録者の貸出カード又は資料郵送貸出カードの氏名欄の下に緑マジックで線を引く。

(館内利用手続き)

第4条 登録者が視覚障害者等用資料を館内で利用する場合は、デージー資料等利用申込書（第2号様式）に記入の上、前条第3項に規定するカードを提示して、申し込まなければならない。

(利用時間)

第5条 利用時間は、1人1回2時間以内とする。ただし、新たな申込者がいない場合は引き続き利用することができる。

(利用機器)

第6条 利用資料が音声デージーの場合は、音声デージー再生機を、マルチメディアデージーの場合は、音声・拡大読書機を、それぞれ図書館閲覧室内で使用して視聴するものとする。

(個人貸出しの手続)

第7条 登録者が視覚障害者等用資料の個人貸出しを受けようとする場合は、第3条第3項に規定するカードによらなければならない。

(貸出点数及び貸出期間)

第8条 1人に対し、同時に貸出すことのできる視覚障害者等用資料は、他のAV資料と合わせて3点以内、貸出期間は15日以内（郵送貸出の場合は、郵送日数を含めて35日以内）とする。

2 貸出カードの交付を受けている者については、貸出しの延長をすることができる。この場合における取り扱いについては、香川県立図書館資料利用規程（以下「資料利用規程」という。）第12条の規定を準用する。

(資料の予約)

第9条 貸出しを希望する視覚障害者等用資料が貸出中のときは、資料利用規程第11条第1項に規定する申込書により、当該資料を予約することができる。

(準用)

第10条 資料利用規程第11条第3項の規定は、視覚障害者等用資料の予約の場合にこれを準用する。

(サピエ図書館サービスの利用)

第11条 登録者は、視覚障害者等に対する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク（以下「サピエ」という。）における音声デイジー等のデータ等を提供するネットワークサービス（以下「サピエ図書館サービス」という。）について、サピエ図書館ホームページからサピエ個人会員に登録することにより、サピエ図書館サービスを直接利用することができる。

2 前項の規定によるサピエ図書館サービスの利用手続き等については、別に定める。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第12条 第3条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下に同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

附 則（施行期日）

1 この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年1月17日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

別表 2

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持[]級（注）
	精神保健福祉手帳の所持[]級
	療育手帳（愛の手帳）の所持[]級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

（注）（身体障害者手帳における障害の種類）視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動—上肢、運動—移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫など（身体障害者福祉法別表による）